

「久留米騒動物」実録の基礎的研究：『筑後国郡乱 実記』系統を中心に

菊池，庸介

<https://doi.org/10.15017/4741996>

出版情報：雅俗. 11, pp.45-64, 2012-06-10. 雅俗の会
バージョン：
権利関係：



「久留米騒動物」実録の基礎的研究

—『筑後国郡乱実記』系統を中心に— 菊池 庸介

はじめに

宝暦四年（一七五四）三月に久留米藩領内で起きた農民一揆（久留米騒動）と仮称する）は、全藩的に起きた大規模なもので、歴史研究の側からは早くに注目されていた。一揆の経緯について記した一次的な史料類は翻刻され^①、関係する自治体による県市町村史の編纂作業や農民一揆をテーマとする研究者の調査等^②のおかげもあり、事件の全体像や性格はかなり明らかにされている。

この事件は当時から人びとの興味を引いたものだったようで、実録（実録体小説）も作られた。これもまた、比較的早い時期に翻刻された概要が紹介されたりしているが^③、「内容的には、この頃よく創作された『お家騒動』や『佐倉宗五郎』風の実録小説と見るべきである」^④という風に、フィクションであることを指摘されるにとどまり、それ以上の分析はほとんど行われていない^⑤。そこで本稿では、この題材の実録の基礎的研究として諸本系統を整理し、さらに実説との比較によって内容上の大きな特徴を拾い出すことで、大づかみながら、「久留米騒動物」実録の実態をとらえていくことにしたい。

一、久留米騒動について

まず、久留米騒動の概略をみよう。騒動の背景には、藩の財政窮乏を解消すべく施されてきた策に対する、中・下層農民を中心とする、領民の不満が挙げられる^⑥。それが爆発したのは、宝暦四年閏二月二十二日に領内一統に向けて発せられた人別銀の賦課であった。家中は高百石につき銀札十匁、その他領民は八歳以上六十歳以下の男女すべてに一人当たり銀札六匁を、一ヶ月六分ずつ毎月十五日限り、閏二月十五日より差し出させるというもので、三月二十日、生葉郡吉井若宮八幡宮に生葉郡の一村が集まり、ここに騒動が始まる。以後、領内各所で騒動が起きるが、小競り合いのようなものまで含めると際限がないので、主なものに限って取り上げることにする。

三月二十六日には竹野・山本郡（生葉郡と合わせて上三郡という）の農民たちも合流し、領内八幡河原に集結する。その翌日にも他郡の農民が集結し、郡奉行が家老中による人別銀御赦免の覚え書きをもって農民と交渉するが失敗に終わっている。この日にはまた久留米城下で町人や地下軽者たちが、札元三国屋得右衛門に対して藩札の銀への引き替えを求めて騒動になっている。二十八日までの間に上三郡の農

民たちは小江河原に移動している。また、二十五日には御井・御原両郡で、二十八日ごろには三瀦・上妻・下妻（下三郡という）でも蜂起している。家老有馬石見をはじめ主要な役人は詮議のうえ、農民たちの願いを聞き入れる書き付けを作成、それが小江河原・八幡河原の農民たちに渡り、彼らが引き上げたのは四月二日のことである。ここに至る間に各所で小競り合いが起きている。また、この後も四月から五月にかけては領内所々で農民は集会し、庄屋の罷免要求や小作料の減免要求を打ち出すなど局所的な騒動が起きている⁽⁷⁾。

四月中には藩から農民たちへ正式な回答が出される。だが、人別銀は撤回されたものの、農民たちの要求を全面的に受け入れたわけではなく、藩として譲れないものも相当あったようである⁽⁸⁾。六月には一揆の頭人の詮議が始まり、八月には第一次の処罰が、十月二十七日には第二次の処罰が行われ、「大弾圧」（『久留米市史第二巻』）で終結を見た。

二、「久留米騒動物」実録の諸本

「久留米騒動物」実録は、思いの外多くの諸本が伝わっている。現在までに確認しえたものを列挙し、筋立て、本文、章数、章題の比較によってA、B、Cとおおよその分類をおこなったのが次の〈資料1〉である。章題については稿末〈参考〉に一覧を掲げておく。

〈資料1〉「久留米騒動物」実録の諸本一覧

A 『筑後国郡乱実記』系統のもの

①、『筑後州郡乱実記』（三原市立図書館蔵）。一巻一冊、宝暦九年

写・書写者不明、内題『筑後国郡乱実記』。奥書には「此本卓龍和尚被頼写罷（原本、元の字を消した右横に記される）申候宝暦九己卯年九月日」とある。

②、『筑後国郡乱実記』（岩国徴古館蔵）。三巻一冊、明和四年写・書写者不明、片カナ本。奥書には宝暦四年残月写の元奥書、宝暦五年自得軒写の元奥書、宝暦九年榮歩兵利写の元奥書が備わり、それらのあとに明和四年の奥書が記される。

③、『筑後国郡乱実記』（九州大学附属図書館文系合同図書室蔵）。三巻一冊、明和五年岩本嘉里写。

④、『久留米郡乱実記』（宮内庁書陵部蔵）。三巻一冊、明和六年伊藤三郎右衛門写。

⑤、『筑後国乱実実（ママ）記』（岡山大学附属図書館黒正文庫蔵・『編年 百姓一揆史料集成4』所収）。原本未見のため巻冊数不明、安永四年伊東真武写。

⑥、『筑後国郡乱実記』（東京大学史料編纂所蔵）。三巻一冊、書写年・書写者不明。

⑦、『郡乱記』（島根大学附属図書館堀文庫蔵）。六巻六冊、書写年・書写者不明。

⑧、『筑後州郡乱実記』（原本所蔵者不明・福岡教育大学附属図書館蔵コピー本）。三巻一冊、書写年・書写者不明、片カナ本。

⑨、『筑後郡乱記』（福岡県立図書館蔵）。三巻三冊、書写年・書写者不明。三冊目裏見返しに宝暦十二年の年記の識語あり。

⑩、『筑後国郡乱実記』（合戸卯之助氏蔵・筑後郷土史研究会翻刻本）。五巻一冊、書写年不明。

B ⑪、『筑後国郡乱実記』（架蔵）。五卷一冊、書写年・書写者不明。
『南筑国民騒動実録』系統のもの

イ、『南筑国民騒動実録』（九州大学附属図書館蔵）。二卷二冊、弘化三年杣島深沢写。

ロ、『南筑国民騒動実録』（福岡県立図書館蔵）。三卷一冊、天保十一年千原幸次郎・片岡亀蔵写。

ハ、『南／筑』国民騒動実録』（橋詰武生氏蔵・福岡県立図書館蔵コピー本）。三卷一冊、明治二年橋本芳太郎倍行写。内題『南筑国民騒動実録』。

ニ、『南筑国民騒動記』（久留米市立図書館有馬家文書蔵）。三卷一冊、有馬家修史資料の罫紙に記される。天保十五年八月松鶴堂写の元奥書、同年仲冬苔花堂主人の元奥書を持つ。

ホ、『筑後国騒動記』（原本所蔵者不明・福岡教育大学附属図書館蔵コピー本）。存一卷一冊、弘化二年写。表紙に田尻房太郎の署名があり、筆跡から書写者と思われる。

ヘ、『筑後国民騒動記』（原本所蔵者不明・久留米市立図書館蔵コピー本）。二卷一冊、慶応二年松延性写。

C 『久留米騒動記』系統のもの

甲 『久留米騒動記』（東京大学総合図書館蔵。〈『栗山大膳一件』・『福岡夢物語』と合）。一卷一冊、書写年・書写者不明。

乙 『久留米騒動記』（底本不明・『列侯深秘録』所収）一卷一冊、書写年不明。

※以降、引用に際してはとくに注記しない限り、A系統では①を、B系統ではイを、C系統では甲を用いることにする。

これら三系統は、内容面はほとんど共通する。（参考）にはA、B系統それぞれに章数のばらつきが見受けられるが、これらは章題部分を含む本文の脱文によるもので、⑨が一章多いのは、他本では「郡中之諸百姓久留米領分の辻々ニ高札ヲ建事」章に含まれる注進状の直前に「久留米御奉行所へ注進之事」という章題を挿入したためである。

それではAからCまでの三つの系統を、順にみていこう。はじめにA『筑後国郡乱実記』系統（以下、A系統と呼ぶ）の一群。これは残存諸本が最も多い。行文は漢字の宛て方や文末表現などのごく細かいところを除けば、ほぼ共通する。その中で、目に付いた違いが三点ある。一つは「郡中より久留米へ注進の事 付 所々之百姓蜂起ノ事」において、脱文がみられることである。①、②では、久留米領内五郡の九ヶ所の大庄屋が久留米に一揆の注進に行き、城内が騒然となったところで別の三郡の八ヶ所の大庄屋も注進、「両度の注進耳目を驚」かすのだが、③～⑪では、三郡の方の注進部分が欠落している。にも関わらず、「両度の注進」の表現は残っており、このままでは文章に無理が生じる。①、②が他本よりも書写年の古いことを考え合わせると、①、②が原態を留めているものと推定できる。あとの二点は⑩、⑪のみにみられる特徴で、そのうちの一つは結末部分が異なっていることである。①から⑨までは、「其後郡中の大庄屋壱人も不残獄屋に繋れ未評儀区々也」と、まだ事件の結着が付いていない終わり方なのに対し、⑩、⑪は「其後郡中の大庄屋五人は残らず御仕置被仰付万民二度安堵の思ひぞ目出たけり」（⑩）と、結着のつく書き方をしている。このことは、A系統が事件未決か、あるいは結着した後のかかなり早い段階で作られたことを想像させる。もう一つは、登場する藩主の名前が、①

から⑨は有馬豊光であるのに対し、⑩、⑪は有馬頼鐘（よりゆき）となっていることである⑨。実説通りなのは頼鐘であり、有馬豊光という藩主は実在しない。後の段階で、誰かが藩主の名前を実説通りに改めたものと考えられる。正しい名前前で書かれているものを、わざわざ別の名前にしてしまうのは不自然だからである。ちなみに、このように実説とは異なる人名がこの実録では他にも登場するが、⑩、⑪ではそれらは元のまま残されている。

A系統については次のような展開が考えられる。はじめは①、②の形のもものが流布していたが、早い時期（明和五年まで）に脱文が起こり、それが書き写されていった③～⑨。そのうちに、本文の結末を大団円的に書き改め、藩主の名前を実説通りに書き改めた（この二つの操作は、時期的に異なる可能性もある）ものが登場した（⑩、⑪）。つぎにB『南筑国民騒動実録』系統（以下、B系統と呼ぶ）をみても。稿末の〈参考〉「章題一覧」によれば、A系統とB系統とはかなり似ているが、その中で「久留米五穀神社造営発（端）之事 附り 国民快樂千秋万歳之事」（イ）が末尾に置かれることが目につく。これは久留米騒動の後日談的なもので、基本的にはA系統と同じ筋の流れによって、最終章の次に、本章が付加された形である。

両者の違いは増補された一章の有無だけのようにみえるが、実は本文においても少なからず相違がうかがえる。次に掲げた〈資料2〉をみてみよう。

〈資料2〉 A系統（①）とB系統（イ）の本文比較

1、家老有馬石見が主君を諫める場面

A系統

有馬石見進み出て申されければ某愚かなりと言へとも領分之有様諸役人の体を見るに權威に募り下を苦しむる故に万人非道を妬む（徳雲寺源海被捧諫言状事 附り 久留米之家臣等評儀之事）

B系統

有馬石見進み出て被申けるは某愚也といへとも領分の有様猶役人の体を見るに只己に權威に誇りて強欲我俣を事とし下を苦しむる故に万人其非道をにくみ憤る事ふかし（徳雲寺源海諫書を被捧事 附 久留米家中評義の事）

2、大庄屋原田惣左衛門第十蔵が討ち死に覚悟で一揆に向かつていく場面

A系統

いて／＼最期の晴装束と（中略）鷲の羽にて作た矢に一通を結い付庭前の桜木に以（ママ）幹深に射込一と間の内に扣たり無程大勢攻来て四面を囲て時を作る（「原田惣左衛門滅亡之事」）

B系統

いで／＼最後の装束せんと（中略）鷲の羽にて制たる矢に短冊を拾ひ付庭前の桜木に射込み一と間の内え扣へたり原田十蔵は幼少之時より剣術を好み其頃当国方の浪人北野に足を止め剣術師（ママ）南をなして有けるか十蔵則門弟となり怠らず芸術なす元より大兵大力にて追々上達し別而鎗の妙を得たり時に程なく大勢攻来り四方を囲みて関を作る（「原田惣左衛門滅亡之事 附り 原田

十蔵大に戦ひ討死之事」

A系統とB系統は行文もかなり似ているが、用いられる語彙や表現の異なる部分も少なからずあり、B系統では若干の修飾も施されている。2にみられるような、あらたなエピソードを付け加える箇所もある。両者を比較すると、A系統よりB系統の方が簡略な箇所もないわけではないが、全体的には、B系統はA系統を踏まえ、文章をより膨らませていると見受けられる。A系統よりも後にできたものと考えて良いだろう。遅くとも天保期には作られている。また、A系統で問題となった脱文箇所はB系統でも踏襲される。藩主の名前は頼信となっていて、これは豊光よりも頼僅に近く、僅の字の誤写が受け継がれた可能性がある。さらに、A系統の結末に相当する箇所は、「其後郡中大庄屋并四人の用達悉く御仕置有依之領民安堵の思ひをなし猶石見か仁徳忠誠普く諸国に聞へて天晴武の鏡なりと感せぬ人はなかりけり」と、⑩、⑪に筆を加えたような書き方であり、これらの事情から、A系統でも⑩、⑪の流れのものを利用しているものと目される。

B系統の本文の書き出しは、多くが「爰に九州筑後の国：」と直接的に始まるが、ホ、ヘは「土集りて岡となる一滴之水流て止まされは其末大川と成増て況や国之司たる人隔弱にして政事非義有時は万民之恨み積りて大變之基となる事古今例し少からず爰に九州筑後之国：」（ヘ）と、修飾的な書き出しであり、他本とやや異なる。書き出し以外の箇所についても、言い回しの異なるところや、一部はA系統に近い箇所もあるが、基本的にはB系統の特徴を備えているので、今はB系統の一種とみなしておく。他本との先後関係も気になるが今は明確にできない。別の機会に改めて検討したい。

C系統についてはどうか。章題はA・B両系統に比して多いが、これは章の区切る場所が変わり、その結果章数が増えただけであり、ストーリーとしてはA・B系統に倣う。

本文については、「五穀神社造営発端之事」の章を備えていないことや、A系統にみられずB系統にはみられた本文の異同がC系統には反映されていないことから、B系統との関係は薄いと考えており、むしろA系統に依っていると考えた方がよい。先掲〈資料2〉の1に該当する箇所を例にみると、次のように記される。

有馬石見守殿進み出被申候様は某領分の有様諸役人の体を見るに權威にして下を苦しめ申事数年来也万民此非義を嫉む（徳雲寺玄海和尚被捧諫書事 附 久留米三家老評定之事）

A系統の文を踏まえ、言葉を補ったり、整理して簡略な記述にしたりして書き換えている。

右でみたような書き換えは随所でおこなわれている。それらの中には、主要な登場人物の行動を生き活きと描こうとする姿勢が伺える箇所もある。一例としてやや長くなるが、藩主の生母清徳院が有馬石見宅を訪れ、出勤を促す場面をみてみよう（傍線は筆者による）。

A系統

（清徳院は）村上数馬を御使として有馬石見未逼塞して被居けるを混（ママ）に被召けれ共曾て出勤不被致しかは則清徳院殿夜に至り忍て石見屋敷に御入あり御対面之上：（清徳院殿より有馬石見を被召事 付 領分所々之町々より注進之事）

C系統

（清徳院は）村上数馬助を使者として有馬石見守へ被遣未だ閉門

して引籠り罷在ければひたすらに被召候得共一切出勤得^{不仕と返答}依て清徳院夜に入密に石見守屋敷へ御来駕有て御対面有之度と被仰入候得共石見守殿にも詮方無て御老母の御苦勞なるを感じ御対面有〔清徳院より有馬石見守殿を御召 并 諸所より注進の事〕

傍線部を比べてわかるように、C系統は出勤しないということを石見の言葉としたり、清徳院が石見屋敷を訪れたときのやりとり——清徳院の言葉や石見の心情描写などを記すことによって、臨場感をより増しているのである。物語としてA系統に比して幾分進化していると言つて良いと思う。

C系統にはこの他、一揆や有馬家中について詠んだ狂句・落書の類がA系統よりも多くみられ、後から加えられたと目される。そのいっぽうで、A系統から省かれたエピソードも少なからずある。たとえば、A系統では、大庄屋青山秀左衛門が農民たちに自らの心情を述べる場面、自身の出自（もとは奥州会津の武家）を語る箇所がある（青山秀左衛門か事）のに対し、C系統ではそれが一切省略されている。また、A系統では大庄屋原田惣左衛門の家を一揆が襲撃したとき、惣左衛門の弟十蔵が一揆と立ち合うエピソードがある（原田惣左衛門滅亡之事）が、それもC系統では削除される。前者の場合は話が冗長になるのを避けるために削り、後者は十蔵がこの場面のみに突如登場する人物である——その割には華々しい活躍をする——ため、どうしても物語として散漫になりかねないので、まとまりを持たせるために削つたものと理解できる。つまりC系統は、A系統を下敷きにしつつも、物語としていつそうまとまりを持たせるための操作が施されていると

考えられるのである。C系統については他に、藩主豊光に対してより悪意をもった書かれ方がされていることが特徴として挙げられるが、紙幅の都合もあり、今は指摘だけにとどめておく。

さて、ここまで「久留米騒動物」実録の諸本を概観してきた。A系統がおそらくこの一群の出発点として、事件後それほど時を経ないうちに成立し、その影響を受けたB系統、C系統がそれぞれ出現する。両者の関係はそれほど深いとは考えられない。そしてB系統とC系統の先後関係は、不明と言わざるを得ない。A系統がどのような情報源に基づいて作られているのかはわかっていないのだが（実録の常で作者も不明である）、A系統の内容がその後にくくB・C系統の基となっていること、伝本が他にも多く、最も読まれた系統と推測できることなどから、この実録の基本的・中心的存在であると結論づけたい。

三、「久留米騒動物」実録の内容面における特徴

こんどは、この実録群が内容面において、どのような特徴を備えているのかをみていく。具体的には実録の筋立てに従って、とくに注目すべきトピックについて検討を加えていきたい。なお実録はA系統①の本を用い、地名や人名も実録に基づくこととする。

①一揆が起きるまで

○発端（1章—以下、対応する章を（参考）の章番号を用い、このような形で示す）

参勤交代費用捻出のため札元の談合により人別銀の徴収令が提案さ

れ、受け入れられる。

人別銀の徴収令が、實際の一揆の直接的な理由となったことは先述した通り。「宝曆四戊閏二月人別出銀被仰付候御書渡」(「久留米石原家記」⁽¹⁰⁾)によれば、長年にわたり財政が苦しいこと、一兩年は米価が下がり藩の収入も減少したこと、江戸や上方で銀の調達ができないこと、参勤交代や日常の暮らしにも差し支えること、等を人別銀徴収の背景とする。長きにわたる財政難のうえに参勤交代の費用を捻出せねばならず、いよいよ行き詰まった、という状況なのだろう。実録も直接的には参勤交代費用捻出を主たる原因とするが、その背景を、大庄屋たちの不作の言い立て(実は例年通り農民から年貢を徴収し、上には例年の七分しか納めず、残りを横領する)と藩主有馬豊光の遊蕩(遊女町を作ったり、自身遊興に耽るだけでなく、伊久和郡北野組大庄屋原田惣左衛門妻に懸想し、惣左衛門了解のもと、妻と通じる)に伴う財政悪化として、三国屋伝右衛門(実説では得右衛門)をはじめとする札元の四名が、藩から資金の調達を命じられるのを恐れたために、談合のうえ人別銀徴収を企てるのである。一揆の原因を作ったのは、藩主であり、大庄屋たちであり、札元たちであるとするわけだ。ここに実録における悪人的存在が示される。とくに原田惣左衛門が詳しく述べられ、彼が実録における悪の中心に位置づけられる。ちなみに彼は一揆の重要人物の一人でありながら、その名は記録類には見えず、創作の人物と目される。ここに挙げた「悪人」のうち、惣左衛門と三国屋(および他の札元)はそれぞれ打ち崩しに遭い、藩主は後で家老有馬石見の指示によって公儀へ隠居願いが出される、という形でそれぞれが懲らしめられることとなる(ただし実説では、藩主の隠居

願いは出されておらず、実録でも豊光が隠居になったことまでは記していない)。

○徳雲寺源海の諫状・閉居(2・3章)

有馬家菩提寺徳雲寺の隠居源海が、人別銀を撤回しよう諫状を提出する。家中が躊躇するところ、有馬石見が藩主に差し出すが、怒りを買う、源海は閉居に追いやられる。

人別銀の徴収は僧侶も例外ではなかった。ちなみに、徳雲寺は有馬豊氏によって開かれ現存するが、菩提寺ではなく(実際は梅林寺)、諫状を出した人名も源海ではなくて虎堂である。また、虎堂の諫状提出は三月七日であるのに対し、源海の諫状は二月中に出され、少し時期が早まっている。虎堂の差し出した諫状の写しは「吉田秀文抄写記録」⁽¹¹⁾に伝わっており、実録のそれと比較すると、大きく異なっている。実際の諫状は長文であるため、要所のみを引用する()内や傍線は筆者による)。

拙僧儀只今迄重々御国恩ヲ蒙り候者ニ御座候へバ、少ニテモ御国之為如何ト心付候儀不申上、押テ(人別銀を)御請申上候儀、甚以難儀至極ニ奉存候。依之重々憚多儀ニ御座候得共、当時出家弟子頭別出銀之儀、何卒御恕宥被仰付被下候様ト奉願候。乍然今般御大切之御指支ニ御座候へバ、当時出家弟子頭別出銀高之員数程ハ、拙僧一人ニ上納被仰付被下候様仕度奉存候。右之段幾重ニモ宜様御裁許奉願候。若被仰付候儀違背仕、不届ニモ被思召候ハ、如何様ニモ厳科被仰付可被下候。右願之通被仰付被下候ハ、可奉添(ママ)存候。已上

虎堂は、出家弟子からの徴収を免除してもらいたいと願ひ、その分に

ついでには自分が上納したいと言う。これに対して、実録の諫状は、次のように記される。

徳雲寺秀（ママ）も御菩提所之一寺を汚し剩三衣の身として政道を削事甚其罪雖不輕既に衰老の身と罷成不平の触を見るに不忍罪を不恐申上候就中近年御領分の貴賤国々政道を憎む殊に今度過分の出銭をかけられ憤りを抱く尤異国本朝未か様の例を不聞君今如此の不善をなして万人の為辱しめられ給り早く国の政を正し非義の諸役人を退け万人に仁を施し此愚を断し給へ又武門之儀は愚僧か雖不知所と諫を献すんは世の人不儀を許さんや国に乱あれば究鼠却て猫を咬の理なり我齡既七旬に傾き後榮誰か為にか期せん君又何そ我を辱しめ給んや若此諫を許達（ママ・他本「容」「諾」など）あらずんは伯夷叔齊か行を学て飢を首陽の下に忍んにはしからず誠惶誠恐謹言

実説の諫状が出家弟子たちの困窮を救うという、狭い意図で提出されたものであるのに対し、実録では領民のために国政を憂えるという、広い意図で提出されている。これは源海の人物造型とも大きく関わり、この後も藩主の生母と協力し、一揆の鎮圧者である有馬石見を動かすなどの活躍をし、陰ながら藩の為に尽力するスケールの大きな脇役として描かれる。なお、実説の虎堂も諫状を不届きとして「追院」を命じられたとする説もあり（「吉田秀文抄写記録」、ちなみに、虎堂追院の記事の下に「按に虎堂追院の事なし」とも小書きで記されている）、実録との関係を想像させる。

○有馬石見の閉門（3章）

源海の諫状を藩主に差し出した有馬石見は、源海を閉門しようとする

藩主に、六つの非を述べて諫めようとするが、不興を買い彼もまた閉門となる。

彼の閉門については、久留米藩の正史である戸田藤蔭編「米府年表」¹²⁾「第七代 頼徳公」の「宝暦四戌年」の部分に、「因に云、此みきり石見殿、何か御不興之事有て引籠り慎居られ」とあり、他に戸田幹編『久留米小史』¹³⁾巻四にも「初メ有馬石見謹責ヲ得テ隱居シ」とあるが、なぜ謹責を受けたのかはわかっていない。「米府年表」当該部分は、書き出しが「因に云」として年表本文とは区別され、公的な見解とはなっていない。「米府年表」より先に実録が成立していること、「米府年表」当該記事の後には実録同様、徳雲寺源海の名がみえることから、実録やそれに類する風聞を付記した可能性が考えられる¹⁴⁾。実録における有馬石見は後の展開で清徳院の懇請を受け、出仕するのだが、これらのエピソードは、記録類では「米府年表」と『久留米小史』以外には見いだせておらず、したがって実録の有馬石見に関する実説を考えると、右の二書の記事については慎重を期したい。

さて、実録のこの場面で重要なのは、不行跡の藩主に異見するという行為を通じて、源海と同様に、有馬石見の人物像が示されることである。彼の諫言は、藩主の「怒りの面色」を「少しも不恐」、「一命を被召上とも少しも不奉恨」と、覚悟のうえの諫言である。つまり彼は、他の家臣が憚ってできないような諫言でも、是は是、非は非として行う廉直な忠臣であり、また、単に目の前にある藩主の不行跡を諫めるにとどまらず、「大敵は防くとも世の人々は防きかたし国を守るの将非義非道をなして一天下の式目を破給は、御領分之意識に何を以てか掟を示さん」と、源海の諫書同様、藩政にまで思いを巡らす思慮深い人

物造型がなされる。この後、一揆鎮圧の指導者として彼は知恵者・人格者ぶりを發揮する。

いっぽう、先の源海の閉門とこの場面では、二人に対する藩主の態度は、(源海に対しては)「政道に非を打言語道断の曲者」と「眸に血を濯きはがみをなし」たり、(石見に対しては)「以の外に立腹」し、「持せ給ふ扇を以て石見か額をしたゝかに打付一言もなく奥をさして入」つてしまふなど、短慮な暗君ぶりが強く示され、このことは源海・石見二人に対する読者の同情をもよおす役割も果たしている。

○農民たちによる鉄砲借り出し(4章)

三井郡の農民たちが、鹿などの害獣退治を口実に、城内の鉄砲の大半を借り出すというものである。記録類にも見いだせず創作の可能性が高い。「今度久留米の郡乱は兼てより内談をなしおきたりと聞へける」と、その後の展開への伏線となる。また、農民たちの知謀を描くだけでなく、「武士は死とも弓矢を枕とする習なるに如何に無智無才なれはとてあさましき次第なり」と、家中の迂闊さを批判しており、このエピソードの主眼はむしろそこにあると考えられる。このように農民側の行動を好意的に、家中側をなかば皮肉を込めて批判的に描く姿勢は、これ以降にも頻繁にみられ、この実録に通底する性格と言える。

○高良山の怪異(5章)

高良山上で二月中旬より十日ばかり、夜半に「数千の提灯松明夥しく、無数の赤旗白旗が靡き、数万人の叫び声が聞こえる。また、領内の村々に一人ずつ、十歳より下の子どもに高良山大権現が取り付き、国政の非道を訴えるとともに騒動を予告する。

これもまた一揆の伏線となるものだが、それとともに、農民たちの行動が正当であることを高良山の神威を借りて主張するエピソードであると言える。

○伊久和郡吉井組大庄屋青山秀左衛門による連判(6章)

青山秀左衛門がこれまでに他の大庄屋たちと行ってきたことの非を悔いて農民たちを語らい、七郡残らず徒党を組み、連判をする。

すでに『久留米市史第二巻』でも指摘があるが、実際の一揆の首謀者は竹野郡野中村百姓久兵衛で、同郡高木村百姓丹四郎が同意し、天狗状や落とし文などで近村に呼びかけ、波及していったようであり、実録における首謀者、青山秀左衛門は架空の人物と考えられる。実際の首謀者の身分が大庄屋でなく、より低い身分に位置する百姓であることに注意したい。実録では何がしかの対立がある場合、それぞれの指導者の存在にはそれ相応の人物を立てるのだが、中、下層の農民ではいかにも不釣り合いである。それに見合う人物として秀左衛門は生み出されたものであろう。彼はもと奥州の浪人という出自が設定され、「幼少より文学を好み日夜群書に眼をそらし人の善惡天地陰陽の曆数迄おそらくは勘へ知れり」と博学さが示され、「智謀之程類稀にぞ見へにける」と、軍師の資質も述べられる(12章)。実説では漸増的に一揆が拡大していったのに対し、実録では、彼が事前に全村に手を回し、計画的に蜂起するようにしたり、自分たちの要求を書いた札の横に白札を立て(農民の願いを聞き、一揆頭人の吟味を行わない)とお墨付きを書かせるためのもの)たりして、その力量が示されるのである。他にも、連判状には、打ち崩しに際して「金銀米銭私欲に取間敷是第一可相守事」と記したり、一揆の責任のすべてを自ら負う覚悟

で事に当たるなど、優れた人格を備えた人物として、城方の有馬石見に對置される。

②一揆

○三月十二日、若宮八幡にて農民集結（7・8章）

農民の行動開始である。翌十三日までに五郡（伊久和、竹野、山本、三井、三原）の十五歳から六十歳までの農民が「一人も不残」集まる。その数十万八千三百余人。竹野郡の八幡河原に飯屋を建て、寄せ手を警戒する。また、三月十七日には下三郡（先述）も農民が蜂起する。十九日にはこれらの注進が久留米城内に届き、騒然となる。

実際の蜂起は上三郡が二十日、御井・御原は二十五日、下三郡は二十八日ごろと、徐々に起きている。上三郡と御井・御原をまとめ、城内への注進は下三郡と重なるようにして、一揆の勢いと緊迫感をあらわしたのだろう。一揆の人数も実際は二万人弱が妥当な数値であると考えられており⁽¹⁵⁾、人数の誇張からも一揆の激しさを述べようとしたことがわかる（C系統では「二十万余騎」とさらに大げさになる）。また、八幡河原の農民たちが備えをする部分では「在馬千疋に刈茅を付飯屋の四方に繫置」き、寄せ手が来たら「暫戦ふ真似」をして茅に火を掛け、寄せ手を焼き殺そうと一計を案じたり、郡ごとに色の異なる旗を掲げたりするなど、農民の軍略が述べられ、どこことなく軍記物の性質も伺える。

○清徳院、有馬石見に出馬を促す（9章）

藩主生母清徳院は、一揆を鎮められるのは有馬石見しかいないとして、藩士村上数馬を使者に出仕を促すが、石見は辞退したため、清徳

院自ら石見の屋敷におもむく。石見は閉門を理由になおも固辞するが、「多学多才之者」を農民のもとに遣わして、農民に「尋常の訴状」を提出させるよう、助言する。

清徳院は盛徳院が正しいようである。事実誤認か意図的なものか不明だが、ここでも人名の違いがみられる。このエピソードについても、記録類では「米府年表」⁽¹⁶⁾と『久留米小史』にみえるばかりで、他に見いだせない。何より、藩主生母自ら、事態の收拾に乗り出すようなことが実際にあったのか疑問である。いずれにせよ清徳院は実録では行動的な女性として登場し、後にも源海を頼み石見の腰を上げさせようとする。

実録におけるこの場面は、清徳院の積極性と、石見の一途な、そして知恵袋として周囲からも信頼を得ている人物像を読者に印象づける箇所である。

○西無田原・八幡河原での小競り合い（10章）

清徳院は石見の助言を城中に披露、西無田原には服部連と水嶋太郎左衛門が、八幡河原には山村典膳と村上数馬が向かう。だが農民たちの反発を買い、それぞれ逃げ帰ってくる。

実録では西無田原の叙述を主とし、上使の二人は「馬上に立」ち「上より被仰付は郡中之百姓等徒党を結ひ下として上を犯すの事其罪科輕きにあらす」「（言うことに従わなければ）諸役人大勢を以遂吟味召捕て罪科に可被行」と權威をかざして一揆の頭人を出させ、訴状を提出させようとしたため、農民の嘲笑を受け、藩主や政道の非を糾弾され、迫力に恐れ退いてしまう。八幡河原の上使も同様、「散々に恥辱」を受け、「薄手を蒙」って帰ってくる。実際に八幡河原では、農民たちが

「石礫を投げ」（「久留米石原家記」）のようなこともあったようだが、実録のように甚だしく上使を愚弄したかどうかは疑わしい。西無田原での小競り合いも無かったようである。実説では八幡河原に向かったのは、戸田甚右衛門、稻生権平、佐々善次、磯野嘉納、菅野忠太夫である（「高橋音門筆記」^{〔17〕}）。服部と山村は惣奉行として「吉田秀文抄写記録」から実在が確認できるが、水嶋と村上は不明である。実録のこのエピソードは、権威を笠に着的小悪的な上使をおとしめることで痛快さをもよおしており、実録が農民の側に立っていることを明確に印象づける、欠くことの出来ないエピソードであると言える。

このあと、実録では郡中における一揆の手配り（11章）、青山秀左衛門の出自（12章）を語るエピソードがあるが、省略して先に進むことにする。

○原田惣左衛門の滅亡（13～15章）

原田惣左衛門の家で三月中旬より毎夜、家の上に数千匹の怪獣（「一角一眼にして牛より少し細めなる犬」）が咆哮を上げ、三井郡みのぶ山の方に飛び去る怪異が起き、一揆の噂もあつて家の者は穏やかではない。三月十九日、惣左衛門屋敷に農民たちが攻め入る。太宰府に逃げるため、惣左衛門は家族を山田の渡しまで先に行かせるが、妻は自害する。惣左衛門は逃亡、惣左衛門弟十蔵は後に残って戦い、これも自害する。山田の渡しまで逃げた惣左衛門は、船中で鉄砲に撃たれ落命する。

前述のように、惣左衛門は創作と考えられ、したがって、ここに取上げられていることもまた、作者によって作られたことだと思ふ。怪異が何に拠っているのかは今はたどり得ないが、原田惣左衛門滅亡の伏

線として置かれていることは確かである。またこの場面では、惣左衛門妻と十蔵のことに筆が費やされており注目できる。二人はこの場面にしか登場せず、妻の方は遺書において、漢の虞氏が自害したことを貞女の例として引き、藩主と不義を行わざるを得なかった自身を責め、また夫の欲心と藩主の無体を挙げ、夫に対して潔く腹を切るよう勧めて死んでいく。彼女は具体的に行動するわけではないが、遺書の内容だけで、十分に高潔な女性として描かれる。十蔵の方は、惣左衛門に討ち死を勧めるも、一揆が近づくとやいなや、惣左衛門は妻の死骸を見捨てて逃亡してしまったため、彼一人「いてゝ最期の晴装束」として身なりを整え、辞世の歌を矢文にして庭前の桜に射込み、「大身の十文字の鎧茎短に追取延大音上」をあげ、「縦さま横さま十文字爰に顯れ彼に失せ」、「刀を口にひつくわへ盛の炎に飛て入廿七を一期とし」て自害する。自宅の金銀を集めてから逃亡し、渡し船の船頭を殺害し自ら漕ぎ出すも、結局は農民の鉄砲に撃たれ殺害される惣左衛門の浅ましい姿と、凛々しく自害していく妻や十蔵との対比が見所といえる。十蔵の説明に際し本文を多々引用したが、この書き方は、明らかに軍記物の特徴を踏まえる。先にみた一揆方が仮屋を築く場面とともに、この実録が軍記物的な性格も指向していることが読み取れる。このことは、この実録の作者として、軍書読みや講釈師の存在を匂わせている。

○久留米町の騒動（16～18章）

三月下旬、農民たちは久留米領の辻々に、これまでの願いを聞き届けなかった恨みを書いた高札と、城中の者が願いを聞き届ける旨を書くための白札を建てて。町では銀札引き替え停止が行われ、三国屋が

打ち崩しに遭う。

三国屋など商人の打ち崩しは実際にもあったらしい。実録では、人びとが押し寄せる三国屋が門を閉ざしたり、家財等を父のもとに密かに運び込んだりと、その小ずるさが記される。彼は人別銀を発案した悪人側の巨頭の存在だが、原田惣左衛門宅襲撃の場面ほどは詳しく書かれず、惣左衛門宅襲撃の補完的な役割の場面との印象を受ける。実際には各郡の大庄屋や商人が打ち崩しに遭ったわけだが、実録の中で、打ち崩しにおける戦闘を具体的に描いた場面は惣左衛門宅襲撃とこのエピソードのみであり、他は郡代などからの注進として簡単に記述されるにとどまる。複数の打ち崩しを描けば、どうしても筋が散漫になり、似たような戦闘場面も連続することになる。おそらく、大庄屋、大商人それぞれの打ち崩しの様子を、この二家に代表させ話を整理したのだろう。また、この部分に二つの打ち崩しを描くことで、農民の集結↓城方との小競り合い↓大規模な襲撃というふうに、徐々に農民側の動きが高まりをみせ、この場面で最高潮に達するような効果も得ている。

③一揆の収束

○有馬石見の出仕（19～24章）

清徳院は徳雲寺源海へ有馬石見を出仕させるよう頼む。源海と石見は対面し、石見は説得され、城内からも岸民部が石見のもとに出向き出仕を要請、ついに石見は登城する。

ここもまた他の有馬石見閉門関連の記事と同様、「米府年表」「久留米小史」にしか記事が見いだせず、作者の創作である可能性が高い。

石見は、清徳院の源海にあてた書状に「其指さす所一つとして違ふ事なし」と信頼され、城内の評議では岸民部に「有馬石見は礼を以て上に仕へ仁を以て下を恵み万民是を慕事子の親を思か如し」と絶賛され、出仕すれば「家中の悦城下住居之万人龍の水を得たる悦をなし旬あへり」と大歓迎される。周囲が苦心して何とか有馬石見を納得させ、ついに石見が城中にあらわれるところが眼目である。岸民部による要請と出仕との間に、領内からの注進の一章（23章）が置かれるが、この一章があることで一刻を争う切迫感が表され、石見への待望感が増す。また、出仕以前に石見は自邸において岸民部に対し、江戸に出て、藩主の隠居と若君への家督願いを申し出るよう指示する。実際にも三月二十六、七日と続けて石見宅に家中が集まり終夜評議しており、自邸にいながら指揮をふるう石見の姿は、こういった事柄を基に形成されてきたかと推測できる。

実録ではこの一連の場面をきつかけに、一揆は収束に向かい始める。実録における話の転換点としての役割を負っていると言える。

○石見の命により立て札を立てる（24・25章）

有馬石見は農民の願いを書いた札を巡検したうえで、自宅に戻り一計を案じ、家中に命じて、「有馬石見下知を蒙り理非を糺すの間諸事之願可申出候仍而一札如件 宝曆四甲戌年四月十一日」と札を立てさせる。

実際は、三月二十七日に人別銀御免の覚え書きを八幡河原の農民に聞かせようとして失敗、二十九日に訴状箱を小江浜におくとともに、三郡に郡奉行の名で「有馬石見殿、今般百姓願御受込トシテ、上妻筋へ昨廿八日ヨリ御出被成候」の立て札を出したようである（「高橋音門

筆記」。有馬石見が農民の側に立つて行ったことのためか、実録では経緯を単純化し、実説をある程度踏まえる。また、実録では、札を立てさせた日の夜、青山秀左衛門が石見のもとを訪れるという、一揆側と鎮圧者側のトップ同士の対面を設定している。秀左衛門は自らの命を賭して石見に頭人の助命を願い出、石見もまた「一命に替て評定に掛る事なし」と約束する。農民のために自らを犠牲にしようとする秀左衛門の義心と、石見の、秀左衛門を含む農民の側に理解を示す懐の深い人物像が強められる。だがそれよりも、相対する立場でありつつも英雄として設定された二人の対面と、互いの心情のつながりを描くことがひとつの見せ場であり、読者にも待ち望まれるような、理想的な場面を設定したものと推察される。

○一揆の終結（26章）

秀左衛門は八幡河原に戻り、石見の言を伝えると、農民は喜ぶ。その後石見らは八幡河原に来て、農民の要求を受け入れ、一揆の頭人を処分しない（そもそも頭人はいなかったとする）とする石見署名の下知（四月十二日付）を出し、四月十九日に一揆は終結する。

実際に「何レモ願之通」という旨の書き付けを出したのは、三月三十日であり、家老連名であった（「高橋音門筆記」。実録では石見単独署名とすることで、一揆鎮圧の功績を完全に石見のものにする。また、ここでも日付の齟齬がみえ、あまり日付に頓着していないのかもしれないが、実説にくらべて一揆の期間が長くなっており、あるいは一揆の激しさ、農民の憤りの強さをあらわしているのかもしれない。

○青山秀左衛門の自害（27・28章）

実録の最後（B系統はこのあとにもう一章あるが）となる部分であ

る。秀左衛門は、有馬石見の仁徳をたたえ、国主に背いた自身の罪を述べた遺書を認め、四月二十一日に切腹する。この遺書は城中でも披露され、石見をはじめ、皆感涙を流して秀左衛門の死を悼む。

秀左衛門が一命を賭けて一揆を企てたことは先述した。一揆蜂起直後から「今度の一味に付善悪の定るを見て其後民の為に腹切て領分の不義を正し名を隣国他国に響し武士の仕業を後代に残さん」と言っており、彼の自害ははじめから予定されていたものである。彼の自害は、一揆の責任を取るため、そして武士として名を残そうとしたためであるが、実録では、往々にして罪人とされる人物を英雄的に描き、潔い最期を遂げさせる。秀左衛門の場合もその例を踏まえているわけだ。そのうえで石見によって、秀左衛門の一子が十五歳になった後に、中小姓として召し抱えられるよう計らわれるという、おそらくは読者も納得できるような「救い」が用意されている。

やや冗長ではあったが、ここまで「久留米騒動物」実録（A系統）の筋立てに沿い実説と比較しつつ、内容面の特徴をみてきた。この実録の行文は、どちらかといえば簡潔な叙述が多く、実録としては原始的な、実説に近い印象を受けるのだが、実はそうではなく、大きく変化が施されている。とくに有馬石見、青山秀左衛門、清徳院、原田惣左衛門、有馬豊光などの善玉的・悪玉的人物を設定したことが大きい。彼らにより、本来は集団的闘争のため一人一人を描きにくく俯瞰的になりかねない騒動の描写が活写され、物語としても面白さが増し、また一揆の構図がわかりやすくなるのである。主要登場人物について付言すれば、一揆側の指導者青山秀左衛門も、打ち崩しに遭う代表格である原田惣左衛門も、実は創作と考えてよい人物である。それ

ばかりか、有馬石見以外は、藩主も徳雲寺も清徳院も実説から人名を変えられていることに気づく。これについては明確な答えを用意していないのだが、この一揆を実録として書き綴るときの配慮と考えることも不可能ではない。

また、補足として全体の構成について言うと、この実録は、実際の久留米騒動を前半の「全藩的騒動」と後半の「局所的な闘争」および判決とに分けたとき、前半のみを取り上げている。各郡における個別の小規模な小競り合いまで記すと、前半部の大騒動とその収束という切りの良さが失われ、物語としてまとまりの無いものになってしまう。前半部のみを扱うことにより、大騒動としての迫力を保持したまま物語を終えることになるのである。だが、それ以上に前半のみで筆を止める意味は、この一揆を農民側の全面的な勝利で終わらせようとしたことにある。これまで見てきたように、この実録は、農民側を支持し、農民を虐げようとする者たちを悪人として仕立て上げる姿勢を持つ。一揆のすべての終結までを記そうとすれば、どうしても判決まで述べなければならなくなり、そうすると、農民の処分にも触れなければならなくなる――農民の分が悪くなるのである。また、それは実録における一揆収束の立役者である有馬石見の取った処置を覆すことになる。私見だが、そもそもこの実録は、実説でも農民側の要求を受け入れる態度を取った有馬石見を第一の英雄とし、彼の行動を主軸に据え、一揆を描いていったのではなかったか。だとすれば、それはあつてはならないことであろう。最終的な判決を農民側や有馬石見に都合のいいように書き換えることは物理的には可能だが、実録を標榜する場合、結末に至るまでの経緯を膨らませることはできても、肝心

の結末を改変することは困難であると言える。

おわりに

以上、「久留米騒動物」の実録の諸本系統を整理するとともに、最も読まれたと推測できるA系統の内容を吟味し特徴を述べてきた。実説をみるに際しては限定的な史料しか用いておらず、また、実録においても目に付く特徴を挙げるにとどまったが、膨大に残るその他の史料を駆使し丹念に実録と比較すれば、まだまだ実説との違いは見いだせるだろう。本稿では紙数の都合もありA系統の分析にとどめたが、B系統やC系統についても検討を加えていく必要があるだろう。それらについては後考を待つことにして、ひとまずここで筆を置くことにしたい。

注

- (1) 『旧久留米藩百姓一揆二関スル調査 附 明治三十四年浮羽郡川会村小作騒動記』（福岡県内務部・一九三二年）や鶴久二郎・古賀幸雄編『久留米藩 農政・農民史料集』（私家版・一九六四年）など。
- (2) 代表的なものには、向江強「宝暦四年久留米藩の農民闘争」（『日本史研究』一四二（日本史研究会・一九七四年五月）、『久留米市史第二巻』第三章第三節「享保一揆と宝暦一揆」（久留米市・一九八二年）、宮崎克則「久留米藩における百姓一揆」（同『九州の一揆・打ちこわし』（海鳥社・二〇〇九年）所収、初出は「享保一揆・宝暦一揆」（『小郡市史第二巻・通史編』二〇〇三年）がある。
- (3) 「久留米騒動記」（『列侯深秘録』所収・国書刊行会・一九一四年）や鶴久

二郎『南筑国民騒動実録』を読む」(『郷土研究筑後』第一巻十号・一九三四年九月)など。

(4) 注(1)『久留米藩 農政・農民史料集』(Ⅱ)百姓騒動資料」解題部分。

(5) 注(2) 向江論文には、「出来るだけ正確な一揆の形象を再現」するべく、「実録の」『久留米騒動記』の誇大な脚色による歪曲を吟味」することを志すも、紙数の都合で叶わなかった旨が述べられている。

(6) 『久留米市史第二巻』には農民たちが掲げた具体的な要求が整理されており、それによれば以下のように分けられる。一、検見に関するものを含めた物成の減免と御開米や撰米などの撤廃要求(生産物地代に関する要求)、二、人別出銀はじめ諸運上銀、庄屋寄合の入用銀などの減免要求(貨幣形態による収奪に関する要求)、三、穀物・紅花・藍などの移出入の自由、紅花・藍染問屋の廃止要求(商品流通の自由化に関する要求)、四、藩庁の財政支出についての批判、大庄屋・庄屋罷免要求や村役人批判(政治的要求)、五、夫役、肥料・牛馬飼料用の下草刈り、用水などについての要求。

(7) これら一連の騒動は、前半の「全藩的闘争」と呼ばれる、領内全体で共通の目的のために藩に対して行われた騒動と、後半の「局所的闘争」と呼ばれる、領内各所で行われた、それぞれの実情に合わせた要求に重きを置いた騒動とに分けて考えられている(注(2) 向江論文)。

(8) 実説ではこの年五月に、農民からの要求に対する藩側の正式回答が出されるが、要点のみを示すと、御開米・撰米赦免、人別銀の廃止などは要求を認める、物成の減免は回答しない、運上銀の減免は一部要求を認める(恒常的な貨幣収入源としての性格を持つもの——繰綿、茶、煙草など——については要求を認めない)、商品作物の輸出入の自由は認めない、紅花・藍染問屋の廃止については回答しない、大庄屋・庄屋の罷免要求も回答しない(以上、『久留米市史第二巻』を参考)、と、すべての要求を満たしたわけでないことがわかる。

(9) ①は「ヨリカネ」とルビがふられる。また、「僅」の字も「僅」であり書き間違えたと推測される。

(10) 伊藤尾四郎編『福岡県史資料(第二輯)』(名著出版復刊・一九七二年。原

本は一九三三年福岡県刊)所収。

(11) 注(1)『久留米藩 農政・農民史料集』所収。

(12) 伊藤尾四郎編『福岡県史資料(第七輯)』(名著出版復刊・一九七二年。原本は一九三七年福岡県刊)所収。

(13) 一八九四年・宮原直太郎刊。

(14) 「米府年表」の冒頭には編纂に際して参照した文献名が示されるが、実録の書名はみえない。

(15) 注(2)『九州の一揆・打ちこわし』第二章第五節による。

(16) この部分もまた先に問題にした「石見引籠り」の記事と一連になっている。

(17) 注(1)『久留米藩 農政・農民史料集』所収。

※本稿は第二十一回九州近世文学研究会における発表をもとにしたものである。当日、席上において助言くださった方々にお礼申しあげる。また、資料の解説においては、井上敏幸氏、板坂耀子氏、園田豊氏、高橋昌彦氏、川平敏文氏、菱岡憲司氏らのご教示を得た。記してお礼申しあげる。

※本稿は平成二十三年度科学研究費補助金若手研究(B)「近世の敵討ち実録の享受・伝来と、当時の敵討ち観に関する研究」(課題番号二一七二〇〇七六)の成果の一部である。

(参考)「久留米騒動物」実録章題一覧

A「筑後国郡乱実記」系統

①筑後州郡乱実記(三原市立図書館蔵)	②筑後国郡乱実記(岩国徴古館蔵)	③筑後国郡乱実記(九州大学附属図書館文系合同図書室蔵)	④久留米郡乱実記(宮内庁書陵部蔵)	⑤筑後国乱実実記(岡山大学附属図書館黒正文庫蔵・『編年 百姓一揆史料集成4』所収)	⑥筑後国郡乱実記(東京大学史料編纂所蔵)	⑦郡乱記(島根大学附属図書館堀文庫蔵)	⑧筑後州郡乱実記(原本所蔵者不明・福岡教育大学附属図書館蔵コピー本)	⑨筑後郡乱記(福岡県立図書館蔵)	⑩筑後国郡乱実記(合戸卯之助氏蔵・筑後郷土史研究会翻刻本)	⑪筑後国郡乱実記(架蔵)
1. 見出し無し	上-1, 国主龍原田惣左衛門妻事並 紙銭人別銭之事	上-1, 久留米郡乱根元之事	上-1, 郡乱根元之事	1. 筑後国郡々混乱根元事	上-1, 根元之事(巻頭目録)	1-1, 根元之事	1-1, 見出し無し	上-1, 騒動根元之事	1-1, 根元之事(巻頭目録)	1-1, 根元之事(巻頭目録)
2. 徳雲寺源海被捧諫言状事 附久留米之家臣等評儀之事	上-2, 徳雲寺源海被捧諫言状事 付久留米家臣評義ノ事	上-2, 徳雲寺源海和尚被捧諫言事 附久留米三家臣等評定之事	上-2, 徳雲寺源海被捧諫言状事 付久留米家臣等評定之事	2. 徳雲寺源海被捧諫状ヲ、附、三家臣評定事	上-2, 徳雲寺源海和尚被捧諫言状事 附久留米家臣等評定之事	1-2, 徳雲寺源海和尚諫言状を捧事 附久留米家臣等評定之事	1-2, 徳雲寺源海被捧諫言状事 付久留米之家臣等評義之事	上-2, 徳雲寺源海和尚被捧諫言状事 附タリ 久留米之家臣等評定之事	1-2, 徳雲寺源海被訴諫言状事 付久留米家臣等評儀の事	1-2, 徳雲寺源海被捧諫言状事 付久留米家臣等評儀の事
3. 徳雲寺閉門之事 附有馬石見勘気之事	上-3, 徳雲寺閉門事並 有馬石見勘気事	上-3, 徳雲寺閉門有馬石見勘気之事	上-3, 徳雲寺閉門之事 附有馬石見勘気之事	3. 徳雲寺閉門、附、有馬石見勘気之事	上-3, 徳雲寺閉門之事 附有馬石見勘気之事	1-3, 徳雲寺閉門之事 付有馬石見勘気之事	1-3, 徳雲寺閉門之事 付有馬石見勘気之事	上-3, 徳雲寺閉門并 有馬石見勘気之事	1-3, 徳雲寺閉門之事 付有馬石見勘気の事	1-3, 徳雲寺閉門之事 付有馬石見勘気の事
4. 郡中百姓等偽て久留米より鉄砲を(ママ)	上-4, 郡中百姓等偽借鉄砲事	上-4, 郡中百姓等偽鉄砲借事	上-4, 郡中之百姓等偽て久留米より鉄砲を貸る事	4. 郡々の百姓等願二付自久留米より鉄砲ヲ貸事	上-4, 郡中百姓等偽りて久留米より鉄砲(ママ)を借る事	1-4, 郡中の百姓等偽て久留米より鉄砲を貸(ママ)事	1-4, 郡中百姓等偽久留米ヨリ鉄砲ヲ借事	上-4, 百姓共偽て久留米より鉄砲を貸事	1-4, 郡中の百姓等偽て久留米より鉄砲を借る事	1-4, 郡中百姓等偽て久留米より鉄砲を貸る事
5. 三井郡高良山怪異之事	上-5, 御井群(ママ)高良山怪異事	上-5, 三井郡高良山怪異之事	上-5, 三井郡高良山怪異之事	5. 御井郡高良山怪異之事	上-5, 三井郡高良山怪異之事	2-1, 三井郡高良山怪異の事(巻頭目録)	1-5, 御井郡高良山怪異之事	上-5, 三井郡高良山怪異之事	2-1, 三井郡高良山怪異の事	2-1, 三井郡高良山怪異の事
6. 伊久和郡吉井組大庄屋青山秀左衛門諸百姓一味 附郡中連判之事	上-6, 伊久和郡吉井組大庄屋青山秀左衛門諸百姓一味 付 郡中連判之事	上-6, 伊久和郡吉井組大庄屋青山秀左衛門一味 附 郡中連判之事	上-6, 青山秀左衛門百姓に一味之事 附 郡中連判之事	6. 生業郡吉井組大庄屋青山秀左衛門百姓二一味、附、連判事	上-6, 伊久和郡吉井組大庄屋青山秀左衛門百姓二一味 附 郡中連判之事	2-2, 伊久和郡吉井組大庄屋青山秀石(ママ) 衙門百姓に一味の事	1-6, 伊久和郡吉井組大庄屋青山秀左衛門諸百姓方へ一味之事 附 郡中連判之事	上-6, 伊久和郡吉井組大庄屋青山秀左衛門百姓方へ一味之事 附タリ 郡中連判之事	2-2, 伊久和郡吉井組大庄屋青山秀左衛門百姓に一味の事 付 郡中連判の事	2-2, 伊久和郡吉井組大庄屋青山秀左衛門百姓に一味 付 郡中連判之事
7. 郡中騒動之事	上-7, 郡中騒動之事	上-7, 郡中騒動之事	上-7, 郡中騒動之事	7. 郡々騒動之事	上-7, 郡中騒動之事	2-3, 郡中騒動之事	1-7, 郡中騒動之事	上-7, 郡中騒動最初之事	2-3, 郡中騒動の事	2-3, 郡中騒動の事
8. 郡中より久留米へ往進之事 付 所々百姓蜂起ノ事	上-8, 從郡中久留米往進事 付 百姓蜂起事 所々	上-8, 郡中より久留米江往進之事 附 百姓峯起之事	上-8, 郡中より久留米往進 附 所々百姓蜂起之事	8. 郡々より久留米へ往進、附、所々百姓蜂起之事	上-8, 郡中より久留米へ往進之事 附 所々百姓蜂起の事	2-4, 郡中より久留米へ往進之事 付 所々百姓蜂起の事	1-8, 郡中より久留米往進之事 附 廻々ノ百姓蜂起之事	上-8, 郡中より久留米に往進の事 附タリ 所々の百姓蜂起の事	2-4, 郡中より久留米往進の事 付 所々百姓蜂起の事	2-4, 郡中より久留米江往進の事 付 所々百姓蜂起の事
9. 清徳院殿より有馬石見を被召事 付 領分所々之町々より往進之事	上-9, 清徳院殿被召有馬石見事並 領分所々町々往進事	上-9, 清徳院殿有馬石見を被召事 附 領分所々より往進之事	上-9, 清徳院殿より有馬石見を被召事 附 所々往進之事	9. 清徳院殿より有馬石見を被召、附、領内所々往進之事	上-9, 清徳院殿より有馬石見を被召事 附 領分所々之往進之事	2-5, 清徳院殿より有馬石見を召る、事 付 領分所々之往進の事	1-9, 清徳院殿ヨリ有馬岩見被召事並 領分廻々ノ町々ヨリ往進之事	上-9, 清徳院殿より有馬石見を被召事 附タリ 領分所々より往進之事	2-5, 清徳院殿より有馬石見を被召事 付 領分所々の往進事	2-5, 清徳院殿より有馬石見を被召事 付 領分所々の往進事
10. 服部水嶋恥辱之事 付 河村村上引退之事	上-10, 八島水嶋恥辱事並 村上山村引返事	上-10, 服部水嶋恥辱山村村上引退事	上-10, 服部水嶋恥辱之事 附 山村村上引退事	10. 服部、水嶋恥辱、附、山村、村上引退タ事	上-10, 服部水嶋恥辱之事 附 山村村上引取ル事	2-6, 福(ママ) 部水嶋恥辱の事 付 山村村上引退事	1-10, 八島水嶋恥辱之事 付 山村村上引返事	上-10, 服部水嶋恥辱之事 并ニ山村村上引入引退事	2-6, 服部水嶋恥辱之事 付 山村村上引退事	2-6, 服部水嶋恥辱之事 付 山村村上引退事
11. 郡中大勢手配之事	下(ママ)-1, 郡中大勢手配之事	中-1, 郡中大勢手配之事	中-1, 郡中大勢手配之事	11. 郡中百姓大勢手配之事	中-1, 郡中大勢手配之事	3-1, 郡中大勢手配之事	2-1, 郡中大勢手配之事	中-1, 郡中大勢手配之事	2-7, 郡中大勢手配の事	2-7, 郡中大勢手配の事
12. 青山秀左衛門か事	下-2, 青山秀左衛門事	中-2, 青山秀左衛門事	中-2, 青山秀左衛門か事	12. 青山秀左衛門事	中-2, 青山秀左衛門か事	3-2, 青山秀左衛門か事	2-2, 青山秀左衛門事	中-2, 青山秀左衛門か事	3-1, 青山秀左衛門の事	3-1, 青山秀左衛門か事

13. 原田惣左衛門居宅怪異之事	下－3、原田惣左衛門居宅怪異之事	中－3、原田惣左衛門か宅怪異之事	中－3、原田惣左衛門か宅怪異之事	13. 原田惣左衛門か宅怪異之事	中－3、原田惣左衛門居宅怪異之事	3－3、原田惣右衛門居宅怪異之事	2－3、原田惣左衛門居宅怪異之事	中－3、原田惣左衛門か居宅天怪之事	3－2、原田惣左衛門か居宅怪意之事	3－2、原田惣左衛門か居宅怪異之事
14. 原田惣左衛門滅亡之事	下－4、原田惣左衛門滅亡之事	中－4、原田惣左衛門威（ママ）亡之事	中－4、原田惣左衛門滅亡之事	14. 原田惣左衛門被討事	中－4、原田惣左衛門滅亡之事	3－4、原田惣左衛門滅亡之事	2－4、原田惣左衛門滅亡之事	中－4、原田惣左衛門滅亡之事	3－3、原田惣左衛門滅亡之事	3－3、原田惣左衛門滅亡之事
15. 原田惣左衛門討る、事	下－5、原田惣左衛門被討事	中－5、原田惣左衛門討る、事	中－5、原田惣左衛門討る、事	15. 百姓等より久留米領分辻々ニ建高札ヲ事	中－5、原田惣左衛門討る、事	4－1、原田惣左衛門討る、事	2－5、原田惣左衛門被討事	中－5、原田惣左衛門山田の渡シにて討る、事	3－4、原田惣左衛門討る事	3－4、原田惣左衛門討る、事
16. 郡中之諸百姓久留米領分の辻々ニ高札ヲ建事	下－6、郡中諸百姓久留米領分の辻々立高札建事	中－6、郡中諸百姓久留米領分の辻々ニ高札建事	中－6、郡中之百姓久留米領分の辻々ニ高札を建事	16. 久留米城下町騒動之事	中－6、郡中諸百姓久留米領分の辻々ニ高札建ル事	4－2、郡中諸百姓久留米領分の辻々高札ヲ建事	2－6、郡中諸百姓久留米領分の辻々ニ高札立事	中－6、久留米御奉行所へ注進之事	3－5、郡中の諸百姓久留米領分の辻々に高札を建事	3－5、郡中の諸百姓久留米領分の辻々に高札を建事
17. 久留米町騒動之事	下－7、久留米町騒動之事	中－7、久留米町騒動之事	中－7、久留米町騒動之事	17. 重て郡中騒動之事	中－7、久留米町騒動之事	4－3、久留米騒動の事	2－7、久留米町騒動之事	中－7、久留米領分辻々に百姓方より高札を建ル事	3－6、久留米町騒動の件	3－6、久留米町騒動之事
18. 重而郡中騒動之事	下－8、重而郡中騒動事	中－8、重而郡中騒動之事	中－8、重而郡中騒動之事	18. 清徳院殿より徳雲寺へ御文被遣、附、和尚返諭之事	中－8、重而郡中騒動之事	4－4、重而郡中騒動の事	2－8、重而郡中騒動之事	中－8、久留米町中騒動之事	3－7、重而郡中騒動の件	3－7、重而郡中騒動之事
19. 清徳院殿より徳雲寺へ御文被遣事 付 源海和尚返諭之事	下－9、清徳院送文於徳雲寺事 付 源海和尚返諭之事	中－9、清徳院殿より徳雲寺江御文被遣事 附 源海和尚より返簡之事	中－9、清徳院殿より徳雲寺へ御文被遣之事 付 返諭之事	19. 徳雲寺和尚石見守へ被参、附、問答之事	中－9、清徳院殿より徳雲寺へ御文被遣事 附 源海和尚返諭之事	4－5、清徳院殿より徳雲寺へ御文被遣事 付 源海和尚返諭之事	2－9、清徳院殿ヨリ徳雲寺ニ被進御文之事 附タリ 源海和尚返諭之事	中－9、重而郡中騒動之事	4－1、清徳院殿より徳雲寺へ御文被遣事 付 源海和尚返諭の事	4－1、清徳院殿より徳雲寺へ御文被遣事 付 源海和尚返諭の事
20. 徳雲寺忍て石見宅へ被参事 付 問答之事	下－10、徳雲寺忍来石見第而問答事	中－10、徳雲寺石見宅江被参事 附 向（ママ）答之事	中－10、徳雲寺忍て石見宅へ被参事	20. 岸民部有馬石見へ使者立ル事	中－10、徳雲寺忍て石見宅へ被参事 附 問答之事	4－6、徳雲寺忍て石見宅へ被参事	2－10、徳雲寺忍テ岩見屋敷ニ被入事 並ニ問答之事	中－10、清徳院殿より徳雲寺へ御文々被遣事 附タリ 源海和尚返諭之事	4－2、徳雲寺忍て石見宅へ被来事 付 問答の事	4－2、徳雲寺忍て石見宅江被参事 付 問答の事
21. 岸民部有馬石見へ使者ニ立事	下（ママ）－1、久留米諸家中評儀事 付 岸民部立上使事	下－1、岸民部有馬石見江使ニ立事	下－1、岸民部有馬石見江使者ニ立事	21. 石見、民部対面之事	下－1、岸民部有馬石見へ使者ニ立事（巻頭目録）	5－1、岸民部有馬石見へ使者に立事	3－1、久留米諸家中評儀之事 付 岸民部上使之事	中－11、源海和尚忍て石見宅へ被参事 附タリ 問答之事	4－3、岸民部有馬石見使者立事	4－3、岸民部有馬石見江使者立事
22. 石見民部対面之事	下－2、石見対面民部事	下－2、民部石見江対面之事	下－2、石見民部対面之事	22. 郡々より久留米へ注進之事	下－2、石見民部対面之事	5－2、石見民部に対面の事	3－2、岩見民部対面之事	下－1、岸民部有馬石見へ使者ニ立事	4－4、石見民部対面の事	4－4、石見民部対面之事
23. 郡代より久留米ニ注進之事	下－3、郡代注進久留米事	下－3、郡中より久留米江注進之事	下－3、郡代より久留米へ注進之事	23. 有馬石見出動之事	下－3、郡代より久留米へ注進之事	5－3、郡代より久留米へ注進之事	3－3、郡代ヨリ久留米ニ注進之事	下－2、有馬石見岸民部に対面之事	4－5、郡代より久留米に注進の事	4－5、郡代より久留米に注進の事
24. 有馬石見出動之事	下－4、有馬石見出動之事	下－4、有馬石見出動之事	下－4、有馬石見出動之事	24. 有馬石見計略之事 附、青山秀左衛門石見宅へ来ル事	下－4、有馬石見出動之事	5－4、有馬石見出動の事	3－4、有馬岩見出動之事	下－3、郡代より重而久留米へ注進之事	5－1、有馬石見出動の事	5－1、有馬石見出動の事
25. 有馬石見計略之事 付 青山秀左衛門石見屋敷へ来ル事	下－5、有馬石見計略之事 付 青山秀左衛門来石見第事	下－5、有馬石見計略之事 附 青山秀左衛門石見宅へ来事	下－5、有馬石見計略之事 附 青山秀左衛門石見屋敷江来る事	25. 有馬石見八幡河原ニ被向事	下－5、有馬石見計略之事 附 青山秀左衛門石見屋敷へ来ル事	6－1、石見計略之事 付 青山秀右衛門石見屋敷へ来ル事	3－5、有馬岩見輕略之事 付 青山秀左衛門石見屋敷ニ来事	下－4、有馬石見出動之事	5－2、有馬石見計略之事 付 青山秀左衛門石見屋敷きへ来る事	5－2、有馬石見計略之事 付 青山秀左衛門石見屋敷きへ来る事
26. 有馬石見八幡河原ニ被向事	下－6、有馬石見八幡河原事	下－6、有馬石見八幡河原に被向事	下－6、有馬石見八幡河原に向はる、事	26. 青山秀左衛門自害、附、訴状之事	下－6、有馬石見八幡河原へ被向事	6－2、有馬石見八幡河原へ被向事	3－6、有馬石見八幡河原ニ向ル、事	下－5、有馬石見計略之事 附タリ 青山秀左衛門石見か屋敷へ来ル事	5－3、有馬石見八幡河原に被向事	5－3、有馬石見八幡河原に被向事

27. 青山秀左衛門自害之事 付 訴状之事	下－7. 青山秀左衛門自害之事 付 訴状之事	下－7. 青山秀左衛門自害之事 附 訴状之事	下－7. 青山秀左衛門自害之事	27. 久留米評義 并 有馬石見愁傷之事	下－7. 青山秀左衛門自害之事 附 訴詔之事	6－3. 青山秀左衛門自害之事 付 訴詔之事	3－7. 青山秀左衛門自害之事 付 訴状之事	下－6. 有馬石見八幡河原へ被向之事	5－4. 青山秀左衛門自害之事 付 訴状之事	5－4. 青山秀左衛門自害之事 付 訴状之事
28. 久留米評義 付 有馬石見愁傷之事	下－8. 久留米評義 付 有馬石見愁傷之事	下－8. 久留米評義 付 有馬石見愁傷之事	下－8. 久留米評義 付 有馬石見愁傷之事		下－8. 久留米評義 付 有馬石見愁傷之事	6－4. 久留米評義の事 付 有馬石見愁傷之事	3－8. 久留米評義 付 有馬岩見愁傷之事	下－7. 青山秀左衛門自害之事 并 書置一通之事	5－5. 久留米評義の事 付 有馬石見愁傷之事	5－5. 久留米評義の事 付 有馬石見愁傷之事
								下－8. 久留米評義 付 有馬石見愁傷之事		

B『南筑国民騒動実録』系統

イ、南筑国民騒動実録（九州大学附属図書館蔵）	ロ、南筑国民騒動実録（福岡県立図書館蔵）	ハ、[南／筑] 国民騒動実録（橋詰武生氏蔵・福岡県立図書館蔵コピー本）	ニ、南筑国民騒動記（久留米市立図書館有馬家文書蔵）	ホ、筑後国民騒動記（原本所蔵者不明・福岡教育大学附属図書館蔵コピー本・巻天のみ）	ヘ、筑後国民騒動記（原本所蔵者不明・久留米市立図書館蔵コピー本）
1－1. 国民困窮発端之事	天－1. 国民困窮発端之事	天－1. 国民困窮発端之事	天－1. 国民困窮発端之事	天－1. 百姓一揆濫觴之事	天－1. 百姓一揆濫觴之事
1－2. 徳雲寺源海諫書を被捧事 附 久留米家中評義の事	天－2. 徳雲寺源海和尚諫書を被捧事 并 久留米家臣等評義之事	天－2. 徳雲寺源海和尚諫書を被捧事 附 久留米城中評義之事	天－2. 徳雲寺源海和尚諫書を被捧事 附 久留米城中評義の事	天－2. 徳雲寺源海和尚被捧諫書事 附 城下諸臣評義之事	天－2. 徳雲寺源海捧諫書を事 附 久留米家臣等評義之事
1－3. 徳雲寺閉門之事 附 有馬石見勘気を蒙る事	天－3. 大守憤怒徳雲寺閉門之事 并 有馬石見勘気を蒙る事	天－3. 大守憤怒徳雲寺閉門之事 附 有馬石見蒙勘気事	天－3. 太守憤怒徳雲寺閉門之事 附 有馬石見蒙勘気事	天－3. 徳雲寺閉門之事 并 有馬石見蒙勘気事	天－3. 徳雲寺閉門之事 附 有馬石見蒙勘気事
1－4. 久留米領百姓偽て鉄砲を借る事	天－4. 久留米領百姓偽て鉄砲を借る事	天－4. 領分百姓偽て鉄砲を借る事	天－4. 領分百姓偽て鉄砲を借る事	天－4. 御郡中百姓偽て鉄砲をかる事	天－4. 郡中之百姓偽て鉄砲を借る事
1－5. 高良山怪異之事	天－5. 高良山怪異之事	天－5. 高良山怪異之事	天－5. 高良（ママ）怪異之事	天－5. 高良山怪異事	天－5. 御井郡高良山怪異之事
1－6. 吉井組大庄屋青山秀左衛門百姓江一味之事 附 一味連判之事	天－6. 吉井組大庄屋青山秀左衛門百姓江一味 并 郡中連判の事	天－6. 吉井組大庄屋青山秀左衛門百姓江一味之事 附 郡中一味連判之事	天－6. 吉井組大庄屋青山秀左衛門百姓江一味之事 附 郡中一味連判の事	天－6. 吉井組大庄屋青山秀左衛門百姓江一味をなす 附 惣御郡一味連判誓約之事	天－6. 吉井組大庄屋青山秀左衛門郡中に一味 附 惣百姓連判之事
1－7. 郡中騒動之事	天－7. 郡中騒動の事	天－7. 郡中騒動之事	天－7. 郡中騒動之事	天－7. 御郡中騒動之事	天－7. 國中騒動之事
1－8. 郡中より久留米江注進之事 附 所々百姓蜂起之事	地－1. 郡中より久留米へ注（ママ）の事 付 所々百姓蜂起之事	地－1. 郡中より久留米江注進之事 附 所々百姓蜂起之事	地－1. 郡中より久留米へ注進之事 附 所々百姓蜂起之事	天－8. 御郡中より久留米へ注進之事 付 所々百姓蜂起り（ママ）之事	天－8. 郡々より久留米江注進 附 所々百姓蜂起（ママ）之事
1－9. 清徳院殿有馬石見を被召事 附 領分所々より注進之事	地－2. 清徳院殿より有馬石見を被召事 付 領分所々より注進之事	地－2. 清徳院殿有馬石見を召る、事 附 領分所々より注進之事 并 落書狂歌之事	地－2. 清徳院殿有馬石見を被召事 附 領分所々より注進之事	天－9. 清徳院殿有馬石見を被召事 附 領分所々注進之事	天－9. 清徳院殿有馬石見を被召事 附 領分所々注進之事
1－10. 服部水嶋恥辱之事 附 山村村上不覚之事	地－3. 服部水嶋恥辱之事 付 山村村上不覚の事	地－3. 服部水嶋恥辱之事 附 山村村上不覚の事	地－3. 服部水嶋恥辱之事 附 山村村上不覚の事	天－10. 服部水嶋恥辱之事 附 山村村上不覚之事	天－10. 服部水嶋恥辱の事 附 山村村上引退く事
1－11. 郡中の一揆手配りの事	地－4. 一揆の族手配の事	地－4. 惣百姓手配り所々大庄屋を打崩す事 附 八方大騒動之事	地－4. 所々大庄屋を打崩す手配の事	天－11. 一揆の族手分を定る事	天－11. 一揆の百姓手配を定る事
1－12. 青山秀左衛門か事	地－5. 青山秀左衛門か事	地－5. 青山秀左衛門か事	地－5. 青山秀左衛門か事	天－12. 青山秀左衛門か事	天－12. 青山秀左衛門山緒の事
1－13. 惣左衛門方怪異之事	地－6. 原田惣左衛門方怪異の事	地－6. 原田惣左衛門方怪異の事 附 原田十蔵大ニ戦ひ討死之事	地－6. 原田惣左衛門方怪異の事	天－13. 原田惣左衛門方惱（ママ）異之事	天－13. 原田惣左衛門方怪異之事
1－14. 原田惣左衛門滅亡之事 附 原田十蔵大に戦ひ討死之事	地－7. 原田惣左衛門滅亡の事	地－7. 原田惣左衛門討る、事 附 郡代より注進之事	地－7. 原田惣左衛門滅亡の事 附 原田十郎（ママ）大に戦ひ討死の事	天－14. 原田惣左衛門方滅亡之事 付 妻女自害 并 宗（ママ）左衛門第十蔵大キに餽討死之事	天－14. 原田惣左衛門方滅亡之事

2-1, 原田惣左衛門被捕事	地-8, 原田惣左衛門被討事	地-8, 一揆之族辻々に高札を建る事	地-8, 原田惣左衛門被討事	天-15, 原田惣左衛門うたる、事	地-1, 久留米城下騒動之事
2-2, 一揆の族領分辻々に高札を立ル事	地-9, 一揆の族御領分辻々高札を建る事	地-9, 久留米町騒動之事	地-9, 一揆之族辻々に高札を建る事		地-2, 重面郡中騒動之事
2-3, 久留米騒動之事	地-10, 久留米町騒動之事	地-10, 郡中重ねて騒動之事	地-10, 久留米町騒動之事		地-3, 清徳院殿より徳雲寺江御文通之事 附り 源海和尚返翰之事
2-4, 郡中重ねて騒動之事	地-11, 郡中重ねて騒動之事	地-11, 清徳院殿徳雲寺江御通文(ママ)の事 附り 源海和尚返翰之事	地-11, 郡中重ねて騒動之事		地-4, 徳雲寺忍ひて石見屋鋪江被参事
2-5, 清徳院殿徳雲寺江御文通之事 附り 源海和尚返翰之事	地-12, 清徳院殿より徳雲寺へ御文通之事 付り 源海和尚返翰之事	人-1, 源海和尚忍ひて石見屋敷へ被参事 附り 和尚石見問答之事	地-12, 清徳院殿徳雲寺へ御文通之事 附 源海和尚返翰之事		地-5, 岸民部石見方へ使者之事
2-6, 源海和尚忍ひて石見屋敷江被参事 附り 石見和尚問答之事	人-1, 源海和尚忍ひて石見屋敷へ被参事 付り 兩人問答之事	人-2, 岸民部石見屋敷江使者之事	人-1, 源海和尚忍ひて石見屋敷へ被参事 附 和尚石見問答之事		地-6, 岸民部有馬石見対面之事
2-7, 岸民部石見方江使者之事	人-2, 有馬石見岸民部対面之事	人-3, 有馬石見岸民部対面之事	人-2, 岸民部石見屋敷へ使者之事		地-7, 郡代より奉行所江註進之事
2-8, 有馬石見岸民部江対面之事	人-3, 郡代中より久留米へ注進の事	人-4, 郡代より久留米江注進之事 附り 石見深智の事	人-3, 有馬石見岸民部江対面之事		地-8, 有馬石見出動之事
2-9, 郡代より久留米江注進之事	人-4, 有馬石見出動の事	人-5, 青山秀左衛門石見屋敷江来る事	人-4, 郡代中より久留米へ注進の事		地-9, 有馬石見計略之事 附り 青山秀左衛門石見屋敷へ来ル事
2-10, 有馬石見出動之事	人-5, 有馬石見深知之事 付り 青山秀左衛門石見屋敷へ来る事	人-6, 有馬石見八幡川原へ被向事	人-5, 有馬石見出動の事		地-10, 有馬石見八幡川原出張之事
2-11, 有馬石見計略之事 附 青山秀左衛門石見屋敷江来る事	人-6, 馬(ママ)石見八幡川原へ向はる、事	人-7, 久留米城中評義之事 附り 石見秀左衛門が義死を愁傷之事	人-6, 有馬石見智計 附り 青山秀左衛門石見屋敷江来る事		地-11, 青山秀左衛門自害之事 附り 一書を残す事
2-12, 有馬石見八幡川原江被向事	人-7, 青山秀左衛門自殺之事 付り 一書を残す事	人-8, 久留米五穀神社造営発端之事 附り 国民快樂千秋楽の事	人-7, 有馬石見八幡川原へ被向る事		地-12, 城中評儀之事 附り 石見秀左衛門か死を愁傷之事
2-13, 青山秀左衛門自殺之事 附り 一書を残す事	人-8, 城中評儀之事 付 石見秀左衛門か死を愁傷の事		人-8, 青山秀左衛門自殺 附り 一書を残す事		地-13, 久留米五穀神社造営発端之事 附り 領民安堵泰平楽之事
2-14, 城下評儀之事 附り 石見秀左衛門か死を愁傷之事	人-9, 久留米五穀神社造営発端之事 付 国民快樂千秋楽の事		人-9, 城中評義 附 石見秀左衛門か死を愁傷の事		
2-15, 久留米五穀神社造営発(ママ)之事 附り 国民快樂千秋万歳之事			人-10, 久留米五穀神社造営発端 附 国民快樂千秋楽之事		

C『久留米騒動記』系統

甲、久留米騒動記(東京大学総合図書館蔵〈栗山大膳一件・福岡夢物語と合〉)	乙、久留米騒動記(『列侯深秘録』所収・底本不明)
序(巻頭目録・有馬中務太輔豊光公御不身持の事)	1, 有馬中務太輔公政道不直の事
2, 徳雲寺玄海和尚被捧諫書事 附 久留米三家老評定の事	2, 徳雲寺玄海和尚被捧諫書事 附 久留米三家老評定の事
3, 徳雲寺訴状 并 石見守添状之事 附 両家閉門勘気の事	3, 徳雲寺訴状 并 石見守添状之事 附 両家閉門勘気の事
4, 郡中百姓一統し偽て御城之鉄炮飛道具かり出す事	4, 郡中百姓一統し偽て御城之鉄炮飛道具かり出す事
5, 三井郡高良山権現より怪異の事	5, 三井郡高良山権現より怪異の事
6, 伊久嘉郡大庄屋青山秀左衛門百姓一味事 附 郡中連判の事	6, 伊久嘉郡大庄屋青山秀左衛門百姓一味事 附 郡中連判の事
7, 郡分ヶ手配りの事	7, 郡分ヶ手配りの事

8、郡中騒動の事	8、郡中騒動の事
9、百姓蜂起の趣久留米江注進の事	9、百姓蜂起の趣久留米へ注進の事
10、清徳院より有馬石見守殿を御召 并 諸所より注進の事	10、清徳院より有馬石見守殿を御召 并 諸所より注進の事
11、服部水崎（ママ）兩人使者として百姓の陣や江参り恥辱を取 并 兩使退く事	11、服部水崎兩人使者として百姓の陣やへ参り恥辱を取 并 兩使退く事
12、郡中大勢手配の事	12、郡中大勢手配の事
13、青山秀左衛門か事	13、青山秀左衛門が事
14、惣左衛門か宅に怪異の事	14、惣左衛門が宅に怪異の事
15、惣左衛門滅亡の事	15、惣左衛門滅亡の事
16、惣左衛門山田の渡りにて討死の事	16、惣左衛門山田の渡りにて討死の事
17、久留米町三国屋伝左衛門を打潰金銀損サスル事	17、久留米町三国屋伝左衛門を打潰金銀損さする事
18、重而郡中騒動の事	18、重而郡中騒動の事
19、清徳院殿より玄海和尚江御文の事	19、清徳院殿より玄海和尚へ御文の事
20、和尚重而石見宅江御出有御相談の事	20、和尚重而石見宅へ御出有御相談の事
21、岸民部有馬石見守方江使者の事	21、岸民部有馬石見守方へ使者の事
22、百姓共兩所の河原江楽書を立る事	22、百姓共兩所の河原へ楽書を立る事
23、兩臣家清徳院殿よりの対使者石見守殿御出勤の事	23、兩臣家清徳院殿よりの対使者石見守殿御出勤の事
24、石見守玄海和尚并清徳院殿其外岸民部有馬主膳に対面の事	24、石見守玄海和尚并清徳院殿其外岸民部有馬主膳に対面の事
25、郡中より久留米御奉行所江注進の事	25、郡中より久留米御奉行所へ注進の事
26、伊久嘉郡大歳（ママ）寄中注進の事	26、伊久嘉郡大年寄中注進の事
27、百姓共願出之通御墨附有馬石見守より被仰付文言之事	27、百姓共願出の通り御墨附有馬石見守より被仰付文言の事
28、青山秀左衛門石見守殿江対面の事	28、青山秀左衛門石見守殿へ対面の事
29、有馬石見守八幡河原へ被向事	29、有馬石見守八幡河原へ被向事
30、青山秀左衛門自害の事 并 訴状の事	30、青山秀左衛門自害の事 并 訴状の事
31、久留米評義石見守愁傷事	31、久留米評議石見守愁傷事